

○揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年 1 月24日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年揖斐川町条例第215号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2 条 条例第 2 条に規定する公募は、同条各号に掲げる事項を記載した公募要領を作成し、揖斐川町公告式条例（平成17年揖斐川町条例第 3 号）により告示するほか、公募要領の概要を町広報紙又は町のホームページに掲載する等周知に必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 条例第 3 条第 3 号に規定する町長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。
ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、その他の団体にあっては当該団体の代表者の身分証明書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する財務状況を明らかにする書類
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに相当する業務内容を明らかにする書類
- (5) 申請の日の属する事業年度における役員名簿、組織を記載した書類及び業務概要を記載した書類又はこれらに相当する書類
- (6) 条例第 2 条第 2 号に規定する申請の資格が定められている場合にあっては、申請の資格を有していることを証する書類
- (7) 第 4 条第 1 項第 2 号に該当していない旨を記載した誓約書（様式第 2 号）
- (8) 第 4 条第 1 項第 3 号に該当していない旨を証する証明書（申請の日の直前

2 ヶ年における課税にかかるもので、第2条の規定による告示の日以後に交付されたものに限る。)

(9) その他町長が必要と認める書類

(指定管理者の資格の制限)

第4条 条例第4条に規定する公の施設の管理を行わせることが適当でないものとして町長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により本町における一般競争入札の参加を制限される団体

(2) 当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた後2年を経過していない団体

(3) 国税又は地方税を滞納している団体(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。)

2 町長は、現に指定管理者である団体が前項の規定に抵触することとなった場合、法第244条の2第11項の規定により、当該団体の指定管理者の指定を取り消すものとする。

3 町長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を指定管理者である団体に通知するとともに、告示しなければならない。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 条例第8条第2項に規定する指定管理者の指定の通知は、指定管理者指定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(変更及び納税の届出)

第6条 指定管理者は、条例第3条の規定による申請において届け出た事項に変更が生じた場合、申請時届出事項変更届(様式第4号)により、当該変更を町長に届け出なければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する届出があつた場合、当該指定管理者による管理を継続することが適当か否かについて、当該変更を審査しなければならない。

3 町長は、前項の審査の結果、当該変更により指定管理者として管理を継続することが適当でないとき、法第244条の2第11項の規定により、当該指定管理者の指定を取り消すものとする。

4 第4条第3項の規定は、前項の規定による指定管理者の指定の取り消しについて準用する。

5 現に指定管理者である団体は、毎年度開始後90日以内に、第4条第1項第3号に該当していない旨を証する証明書（当該年度の4月1日以後に交付されたものに限る。）を町長に提出しなければならない。

（指定の取り消し等の通知）

第7条 条例第12条第1項の規定による指定管理者の指定の取り消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止並びに第4条第2項及び前条第3項の規定による指定管理者の指定の取り消しは、指定管理者指定取消通知書（様式第5号）又は指定管理者業務停止命令書（様式第6号）により通知するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の揖斐川町情報公開規則、第3条の規定による改正前の揖斐川町個人情報保護規則、第5条の規定による改正前の揖斐川町税に関する文書の様式を定める規則、第6条の規定による改正前の揖斐川町過疎地域自立促進特別措置の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の揖斐川町国民健康保険税条例施行規則、第8条の規定による改正前の揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の揖斐川町福祉医療費助成に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の揖斐川町特定教育・保育施設の保育の利用の手続に関する規則、第11条の規定による改正前の揖斐川町子ども手当

事務処理規則、第12条の規定による改正前の揖斐川町児童手当事務処理規則、第13条の規定による改正前の揖斐川町老人福祉法施行細則、第14条の規定による改正前の揖斐川町在住外国人高齢者福祉金支給規則、第15条の規定による改正前の揖斐川町児童福祉法施行細則、第16条の規定による改正前の揖斐川町地域生活支援事業施行規則、第17条の規定による改正前の揖斐川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第18条の規定による改正前の揖斐川町後期高齢者医療に関する規則、第19条の規定による改正前の揖斐川町廃棄物の処理及び清掃に関する規則及び第20条の規定による改正前の揖斐川町土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年4月1日規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

揖斐川町長 様

申請者 団体等の所在地 〒

団体等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

下記の施設の指定管理者の指定を受けたいので、揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

2 添付書類

- (1) 指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書
- (2) 指定の期間内における管理の業務に関する各年度の収支予算書
- (3) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、その他の団体にあっては当該団体の代表者の身分証明書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに相当する業務内容を明らかにする書類
- (7) 申請の日の属する事業年度における役員名簿、組織を記載した書類及び業務概要を記載した書類又はこれらに相当する書類
- (8) 申請の資格を有していることを証する書類(特に定められている場合)
- (9) 誓約書(様式第2号)
- (10) 国税及び地方税の納税証明書(申請の日の直前2ヵ年における課税にかかるもので、公募の告示日以後に交付されたものに限る。)
- (11) その他町長が必要と認める書類

※添付を要しない書類については、＝で抹消すること。

様式第2号(第3条関係)
(その1)

誓 約 書

年 月 日

揖斐川町長 様

申請者 団体等の所在地
団体等の名称
代表者氏名

揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条第1項第2号
に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあ
りません。

様式第2号(第3条関係)
(その2)

誓 約 書

年 月 日

揖斐川町長 様

申請者 団体等の所在地
団体等の名称
代表者氏名

揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条第1項第2号
に該当していない旨、誓約します。

記

本団体の受けた地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しは、本団体の
責めに帰すべき事由によるものではありません。

- 1 取消処分を受けた地方公共団体名
- 2 取消処分を受けた施設の名称
- 3 取消処分年月日
年 月 日
- 4 取消処分の理由

様式第2号(第3条関係)
(その3)

誓 約 書

年 月 日

揖斐川町長 様

申請者 団体等の所在地
団体等の名称
代表者氏名

揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条第1項第2号
に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、本団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定に
よる指定の取り消しを受けましたが、その後2年を経過しています。

- 1 取消処分を受けた地方公共団体名
- 2 取消処分を受けた施設の名称
- 3 取消処分年月日
年 月 日
- 4 取消処分の理由

様式第3号(第5条関係)

指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名 様

揖斐川町長



年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、下記のとおり
貴団体を指定管理者に指定したので、揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関
する条例第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 議決年月日 年 月 日

※ 上記施設の管理については、本町の条例、規則等に定めるもののほか詳細については、
協議のうえ、協定により定めるものとする。

様式第4号(第6条関係)

申請時届出事項変更届

年 月 日

揖斐川町長 様

届出者 団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号により指定の通知を受けた下記施設の指定
管理者の指定に関する申請時の届出事項に変更が生じたので、揖斐川町公の施設の指定管
理者の指定の手続等に関する条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて
届け出ます。

記

1 施設の名称

2 変更事項

様式第5号(第7条関係)
(その1)

指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名 様

揖斐川町長



年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定を下記のとおり取り消したので、揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第12条第3項において準用する同条例第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 施設の名称

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

※ この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、揖斐川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、揖斐川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第7条関係)
(その2)

指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名 様

揖斐川町長



年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定を下記のとおり取り消したので、揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 施設の名称

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

※ この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、揖斐川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、揖斐川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第7条関係)
(その3)

指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名 様

揖斐川町長



年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定を下記のとおり取り消したので、揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第6条第4項において準用する同規則第4条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 施設の名称

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

※ この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、揖斐川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、揖斐川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第7条関係)

指定管理者業務停止命令書

第 号
年 月 日

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名 様

揖斐川町長



年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定について、下記のとおり業務の停止を命令しますので、揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第12条第3項において準用する同条例第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 施設の名称

2 停止対象業務

3 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由

※ この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、揖斐川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、揖斐川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）